

農地 番号	土地の表示				登記 地目	現況 地目	内容	登記面積 (㎡)	取扱面積 (㎡)	地権者が機構に設定する権利					機構が耕作者に設定する権利					借受経営体の 名称	経営体 の区分 (注2)	添付書 類省略 の区分 (注3)	契約の状況			地域計画 の地区	契約 区分 (注4)	備考
	市町村	大字	字	地番						始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)				新規	更新	付替			
1	伯耆町	坂長	六反田	2276	田	田	水稻	3,432	3,432	R5.9.1	R8.8.31	3	3,500	12,012	R5.9.1	R8.8.31	3	3,500	12,012	影山 正人	1		○			幡郷	1	
2	伯耆町	金屋谷	宝殿原一	1707-1	畑	畑	野菜	5,272	5,272	R5.9.1	R8.8.31	3	1,423	7,500	R5.9.1	R8.8.31	3	1,423	7,500	(株)ビーガニック	1	B,C	○			八郷	1	
3	伯耆町	真野	壹本松	1524-1	畑	畑	野菜	2,464	2,464	R5.9.1	R8.8.31	3	1,000	2,464	R5.9.1	R8.8.31	3	1,000	2,464	(株)松助	1	B,C	○			八郷	1	
4	伯耆町	真野	大成	1529-1	畑	畑	野菜	1,021	1,021	R5.9.1	R8.8.31	3	1,000	1,021	R5.9.1	R8.8.31	3	1,000	1,021	(株)松助	1	B,C	○			八郷	1	
5	伯耆町	金屋谷	宝殿原三	1767-1	畑	畑	牧草	5,464	5,464	R5.9.1	R8.8.31	3	183	1,000	R5.9.1	R8.8.31	3	183	1,000	宮崎 浩樹	1	A		○		溝口	1	
6	伯耆町	金屋谷	宝殿原三	1778	畑	畑	牧草	4,596	4,596	R5.9.1	R8.8.31	3	218	1,000	R5.9.1	R8.8.31	3	218	1,000	宮崎 浩樹	1	A		○		溝口	1	
7	伯耆町	金屋谷	宝殿原三	1766-1	畑	畑	牧草	5,243	5,243	R5.9.1	R8.8.31	3	191	1,000	R5.9.1	R8.8.31	3	191	1,000	宮崎 浩樹	1	A		○		溝口	1	
8	伯耆町	金屋谷	宝殿原三	1772-1	畑	畑	牧草	4,089	4,089	R5.9.1	R8.8.31	3	245	1,000	R5.9.1	R8.8.31	3	245	1,000	宮崎 浩樹	1	A		○		溝口	1	
9	伯耆町	金屋谷	宝殿原三	1768-1	畑	畑	牧草	3,023	3,023	R5.9.1	R8.8.31	3	331	1,000	R5.9.1	R8.8.31	3	331	1,000	宮崎 浩樹	1	A		○		溝口	1	
10	伯耆町	金屋谷	宝殿原三	1773-1	畑	畑	牧草	6,031	6,031	R5.9.1	R8.8.31	3	166	1,000	R5.9.1	R8.8.31	3	166	1,000	宮崎 浩樹	1	A		○		溝口	1	
11	伯耆町	金屋谷	宝殿原三	1774-1	畑	畑	牧草	1,091	1,091	R5.9.1	R8.8.31	3	917	1,000	R5.9.1	R8.8.31	3	917	1,000	宮崎 浩樹	1	A		○		溝口	1	
12	伯耆町	金屋谷	宝殿原三	1765	畑	畑	牧草	4,679	4,679	R5.9.1	R8.8.31	3	214	1,000	R5.9.1	R8.8.31	3	214	1,000	宮崎 浩樹	1	A		○		溝口	1	
13	伯耆町	金屋谷	宝殿原三	1779	畑	畑	牧草	5,432	5,432	R5.9.1	R8.8.31	3	184	1,000	R5.9.1	R8.8.31	3	184	1,000	宮崎 浩樹	1	A		○		溝口	1	
14	伯耆町	金屋谷	宝殿原三	1764	畑	畑	牧草	3,853	3,853	R5.9.1	R8.8.31	3	260	1,000	R5.9.1	R8.8.31	3	260	1,000	宮崎 浩樹	1	A		○		溝口	1	
15	伯耆町	金屋谷	宝殿原三	1777	畑	畑	牧草	6,895	6,895	R5.9.1	R8.8.31	3	145	1,000	R5.9.1	R8.8.31	3	145	1,000	宮崎 浩樹	1	A		○		溝口	1	

62,585

○注記ごとに該当する記号を記載

注1 ①機構を介して賃料を授受。 ②地権者と耕作者が賃料を直接授受。

注2 ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③基本構想水準到達者 ④地域計画に位置付けられた経営体 ⑤今後育成すべき農業者 ⑥その他

注3 A 同じ経営体と同じ農地を耕作する場合。 B 法人で経営体制に変更がない場合。 C 農地所有適格法人の場合。

注4 ①貸出借受が同時に行われる場合。 ②機構が地権者から借入れのみを行う場合。 ③既に機構が借入れした農地を貸付ける場合。 ④軽微変更の場合。